

総 行 市 2 4 1 号
平成 2 1 年 1 2 月 2 8 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 省 自 治 行 政 局 長

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う住民基本台帳法施行令の一部改正について

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 1 0 号）が平成 1 9 年 7 月 6 日に公布され、その一部が平成 2 2 年 1 月 1 日から施行されることとなりましたが、この法律の制定に伴い、本日、日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 2 1 年政令第 3 1 0 号）が公布され、これにより住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）の一部が改正されたところです。

この住民基本台帳法施行令の一部改正は、平成 2 2 年 1 月 1 日から施行されることとなりますが、貴職におかれては、下記事項に御留意の上、貴都道府県内市区町村に周知くださるようお願いいたします。

なお、今回の住民基本台帳法施行令の改正に伴う住民基本台帳事務処理要領（昭和 4 2 年自治振第 1 5 0 号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部改正については、別途通知いたします。

記

第 1 改正事項

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律において、国民年金法（昭和 3 4 年法律 1 4 1 号）が改正され、基礎年金番号が法律上規定されたことに伴い、住民基本台帳法施行令中「国民年金手帳の記号及び番号」という用語を「基礎年金番号」に改めたこと。（住民基本台帳法施行令第 5 条第 3 号、第 2 3 条第 2 項第 4 号、第 2 4 条の 4 第 5 号及び第 2 8 条第 1 号関係）

第 2 その他

住民票、転出証明書、各種届出書又は通知において、「国民年金」の「記号」及び「番号」と表記されている場合には、速やかに、「基礎年金番号」という表記に訂正することが適当であること。なお、コンピュータ等により、「国民年金」の「記号」及び「番号」と出力される場合においては、「基礎年金番号」と出力できるようになるまでの間、「国民年金」の「記号」及び「番号」という表記を「基礎年金番号」に訂正し訂正印を押す等適宜の方法により、住民票の写し等又は転出証明書を交付することが適当であること。